平成30年5月から「建築基準法に基づく中間検査」が変わります

背 黒

① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の施工の円滑化

平成28年の熊本地震では、新耐震基準の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物に倒壊被害は見られませんでした。

②大地震時における木造建築物の安全性の確保

平成28年の熊本地震では倒壊した建築物の多くが旧耐震基準の木造建築物でしたが、新耐震基準の木造建築物の一部においても倒壊が見られ、その主たる要因は、接合部の施工不良等によるものでした。 検査対象を**拡大**します。

改正概要

① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の中間検査の工程が 少なくなります。

○ 基礎の配筋時のほか、2階床版及び中間階※2床版配筋時のみとなります。

改正前(~H30.4.30)

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンク リート造の建築物にあっては、基礎に鉄筋 を配置する工事、<u>各階の床版に鉄筋を配置</u> する工事及び最上階の屋根版に鉄筋を配置 する工事。

改正後(H30.5.1~)

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては、基礎に鉄筋を配置する工事、2階の床版に鉄筋を配置する工事及び建築物の地上部分の階数を2で除した数値(その数値に1未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた数値)に1を加えた階の床版に鉄筋を配置する工事。

検査対象を縮小します。

② 木造一戸建て住宅(延べ面積が100平方メートルを超え、かつ、 地階を除く階数が2以上のもの)の全てが中間検査の対象になります。

- 「**建築主の居住の用に供する木造一戸建て住宅」**が中間検査の**対象**となります。
- ただし、「建設住宅性能評価書」を取得するものは、対象外です。

改正前(~H30.6.30)

木造(一部木造を含む。)の建築物のうち、一戸建ての住宅<u>(建築主の居住の用に供する住宅を除く。)</u>、長屋及び共同住宅で、建築する部分の延べ面積が100平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの。

改正後(H30.7.1~)

木造 (一部木造を含む。) の建築物のうち、一戸建ての住宅

____、長屋及び共同 住宅で、建築する部分の延べ面積が100平 方メートルを超え、かつ、地階を除く階 数が2以上のもの。

- ※1 期日以降に確認申請を行った建築物について適用となります。
- ※2 建築物の地上部分の階数を2で割った数値(小数点以下が生じた場合は切り上げ)に1を加えた階

問合せ先の電話番号(建設予定地を所管する特定行政庁にお問合せください)

福島市 都市政策部開発建築指導課 024-535-1111 (代表) 郡山市 都市整備部開発建築指導課 024-924-2371 (直通) いわき市 都市建設部建築指導課 0246-22-7516 (直通) 福島県 県北建設事務所建築住宅課 024-521-2575 (直通) 県中建設事務所建築住宅課 024-935-1462 (直通) 県南建設事務所建築住宅課 0248-23-1636 (直通) 会津若松建設事務所建築住宅課 0242-29-5461 (直通)

福島県

喜多方建設事務所建築住宅課 0241-24-5727 (直通) 南会津建設事務所建築住宅課 0241-62-5337 (直通) 相双建設事務所建築住宅課 0244-26-1223 (直通) 土木部建築指導課(制度全般)024-521-7523 (直通)

(限定特定行政<u>庁)</u>

会津若松市 建設部都市計画課0242-39-1261 (直通)須賀川市 建設部建築住宅課0248-88-9151 (直通)

平成30年7月1日から

平成

30

年

5

月

1

日

から